

大洲地区広域消防事務組合公告第1号

公 告

大洲地区広域消防事務組合公用車の売却について、一般競争入札を次のとおり執行する。

平成30年1月29日

大洲地区広域消防事務組合
組合長 清水 裕

売却物件 消防車 1台

- 1 売却物件の概要
- 2 売却方法
- 3 入札参加資格
- 4 提出書類
- 5 売却物件の展示期間・場所
- 6 申込期間
- 7 申込書提出場所
- 8 申込書の提出方法
- 9 一般競争入札への参加確認
- 10 入札日時及び場所
- 11 落札者の決定
- 12 入札の無効
- 13 入札保証金
- 14 契約締結及び契約保証金
- 15 売買代金の納入
- 16 所有権の移転及び車両の引渡し
- 17 瑕疵担保責任
- 18 その他

1 売却物件の概要

初度登録年月	平成6年1月
車体の形状	消防車
車台番号	FK618E510044
型式	U-FK618E改
乗車定員	3人
車両重量（車両総重量）	4,820kg（7,985kg）
車体の大きさ（長さ・幅・高さ）	641cm・220cm・272cm
水槽容量（ステンレス）	3,000ℓ
総排気量	8.20L
燃料の種類	軽油
車検満了日	平成30年1月11日
走行距離	94,906km
ポンプの型式等	・購入年月 平成22年3月 ・型 式 VF63AS（トーハツ） ・級 別 B-2級 ・吸 水 口 75mm1口 ・吐 水 口 50mm2口 ・中 継 口 65mm1口
備考	・赤色回転灯、サイレン等は撤去し、車体文字（大洲地区消防）は消去しています。

2 売却方法

一般競争入札

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続き開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (3) 地方自治法第239条第2項に規定する職員。
- (4) 市町村税等を滞納していない者。

4 提出書類

- (1) 一般競争入札参加申込書
- (2) 平成29年度市町税納税証明書
- (3) 身分証明書（個人の場合。住民票など、申込書提出時の直前3ヶ月以内に発行されたもの。写し可）
- (4) 登記事項証明書（法人の場合。写し可）

5 売却物件の展示期間・場所

- (1) 展示期間 平成30年2月14日（水）から平成30年2月21日（水）までの午前10時から午後3時まで（正午から午後1時までを除く。）
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- (2) 展示場所 大洲地区広域消防事務組合内子消防署小田出張所
- (3) 物件の確認を希望する場合は、事前に大洲地区広域消防事務組合消防本部総務課へご連絡ください。

なお、物件の確認をしなくても入札に参加できますが、物件に関するすべての事項を了承されているものとみなします。

6 申込期間

平成30年2月13日（火）から平成30年2月27日（火）
午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時までを除く。）
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。なお、郵送の場合は消印有効とする。

7 申込書提出場所

〒795-0012
大洲市大洲1034番地の4
大洲地区広域消防事務組合消防本部総務課

8 申込書の提出方法

持 参（郵送可）

9 一般競争入札への参加確認

入札参加決定者には、決定通知書を送付します。入札時に必ず持参してください。

10 入札日時及び場所

- (1) 日 時 平成30年3月7日（水） 午前10時30分
- (2) 場 所 大洲地区広域消防事務組合消防本部3階会議室
なお、郵便、電報、電話、FAX等による入札はできません。

11 落札者の決定

入札後直ちに開札を行い、有効な入札を行った方のうち、予定価格以上で最高価格の方を落札者とします。また、落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札者又はその代理人がした2以上の入札
- (3) 代理権限のない者がした入札
- (4) 金額の訂正をした入札
- (5) 明らかに連合によると認められる入札
- (6) 入札記載の金額、記名、押印その他必要記載事項を確認できない入札
- (7) 所定の時刻に遅れて提出された入札
- (8) 前各号に掲げるもののほか大洲地区広域消防事務組合契約に関する規則又は入札条件に違反した入札

13 入札保証金

大洲地区広域消防事務組合契約に関する規則第11条の規定により、免除する。

14 契約締結及び契約保証金

- (1) 落札決定後、7日以内に契約を締結するものとし、期日までに契約できないときは落札決定を取り消します。
- (2) 落札者は契約保証金として、契約締結の際に契約金額の10分の1（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の金額を納めていただきます。ただし、その際に売買代金を全額納入する場合には、契約保証金は不要です。
- (3) 契約後に、落札者の都合で契約が履行できない場合は、契約を解除するとともに、契約保証金は大洲地区広域消防事務組合に帰属するものとし、引き戻します。

15 売買代金の納入

契約締結後に発行する納入通知書により、大洲地区広域消防事務組合が指定する期日までに納入してください。

16 所有権の移転及び車両の引渡し

- (1) 売却物件の所有権は、売買代金を完納したときに移転するものとし、落札者は納付書の領収部分の写しを大洲地区広域消防事務組合消防本部総務課に提出し、引き

取り期日（平成30年3月22日（木）まで、ただし契約金額入金確認後）に車両を搬出してください。なお、搬出希望日は事前に大洲地区広域消防事務組合消防本部総務課へご連絡ください。

- (2) 車両の引渡しは、契約締結時の状態のまま引渡します。名義変更等すべての手続きにかかる費用は、落札者の負担で行うものとします。

また、引渡し後に生じる一切の経費についても落札者が負担するものとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行いません。

- (3) 落札者は、平成30年4月5日（木）までに所有者変更後の自動車検査証の写し、又は一時抹消登録証の写しか永久抹消登録の書面を大洲地区広域消防事務組合消防本部総務課へ提出してください。

17 瑕疵担保責任

落札者は、売買代金を納入後、売却車両に隠れた瑕疵のあることを発見しても損害賠償の請求、又は契約の解除ができないものとします。

18 その他

- (1) この説明書に定めのない事項については、大洲地区広域消防事務組合契約に関する規則及びその他関係法令の定めるところによります。
- (2) その他不明な点は下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

大洲市大洲1034番地の4

大洲地区広域消防事務組合消防本部 総務課

TEL 0893-24-2666

FAX 0893-24-3073